

# 名古屋市あんしんエンディングサポート事業に関する よくある質問

令和6年2月

## Q1 パンフレットの「利用できる対象は？」の「同居人や子・孫などに認知症や障害などの事情がある場合は対象となることがあります」とは？

A 基本的には、同居人や直系卑属（子・孫など）がいる場合は、利用対象外です。しかし、例えば、子どもに障害があるため葬儀の支援を期待できず、かつ、ご本人死後も障害のある子どもが生活を継続できる支援体制が整っている場合などに、状況によって可否を判断させていただきます。

## Q2 パンフレットの「利用できる対象は？」の「明確な契約能力を有すること」とは？

A 本事業をお申し込みいただいた後、弁護士や学識経験者、福祉関係者等を委員とした「審査会」により判断させていただきます。

## Q3 自分が市民税非課税かわからない場合は？

A 例えば、「介護保険納入通知書」等で介護保険料段階を確認いただき、第2～4段階であれば、世帯全員が市民税非課税になります。（第5、6段階は本人が非課税で世帯員に課税者あり）詳細はお住まいの区役所にお問い合わせください。

## Q4 預託金の分割納付は可能ですか？

A 原則、一括納付でお願いします。ただし、家財処分の預託金については、状況に応じて月単位での分割納付も可能です。

## Q5 遺言は、自筆証書遺言なのか公正証書遺言なのか、どちらが必要ですか？

A 原則、不動産（自宅含む）を所有している場合などは、「公正証書遺言」を作成、所有していない場合は「自筆証書遺言書保管制度」を利用いただきます。

## Q6 すでに公正証書遺言を作成している場合は？

A 改めて公正証書遺言を作成していただく必要はありません。ただし、遺言執行者を定めていない場合は、公正証書遺言の中で定めていただく必要があります。

**Q7 すでに自筆で遺言を作成している場合は？**

A 自筆遺言の中で遺言執行者を定めていただいた上で、法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」を利用いただきます。

**Q8 公正証書遺言の作成には費用がかかりますか？**

A 公正証書遺言の作成費用は、手数料令という政令で定められており、その手数料は不動産も含めた財産の状況によって異なります。詳細については、恐れ入りますが、公証役場までおたずねください。

**Q9 自筆証書遺言書保管制度の利用には費用がかかりますか？**

A 遺言書の保管の申請には3,900円の手数料がかかります。また、利用には、顔写真付きの官公署から発行された身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券等）が必要です。

**Q10 遺言執行者になってくれる人がいない場合は？**

A 遺言執行者として弁護士を紹介することが可能です。

**Q11 葬儀の内容は自分で決められるのですか？**

A 本事業の協力葬儀社をお選びいただき、その葬儀社が遺体を引取り、火葬場で火葬した後、指定の納骨・合祀先に納骨します。葬儀の内容を自由に決めたい場合は、類似事業で対象要件等が異なる「なごやかエンディングサポート事業」をご検討ください。

**Q12 身元保証サービスとは違うのですか？**

A 本事業は、利用希望者の身元保証人になるわけではありません。本事業のサービス内容はパンフレットの「サービス内容は？」に記載のとおりです。

**Q13 相談から契約締結まではどのくらいの期間がかかりますか？**

A 利用希望者の状況にもよりますが、概ね2～3ヶ月、長くて6ヶ月を想定しています。